

墨田区介護保険条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月23日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第9号

墨田区介護保険条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

墨田区介護保険条例の施行等に関する規則（平成12年墨田区規則第47号）の一部を次のように改正する。

第5号様式中

「 介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、墨田区介護認定審査会による判定結果、意見及び主治医意見書を、墨田区から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係者又は主治医意見書を記載した医師に提供することに同意します。 」

を

「 介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、墨田区介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、墨田区が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係者が取得した心身の状況等の情報を、墨田区から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。 」

に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第5号様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。